



Advise

i-Mark C.P.T.A. Corporation

第139号

送信日 2017/06/16

アイマーク税理士法人

文責 吉田

<http://www.i-mark.jp>

キャリアアップ助成金制度に関するお知らせ

1 キャリアアップ助成金の概要

キャリアアップ助成金とは有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった非正規雇用の労働者（以下有期契約労働者等という）の企業内でのキャリアアップ等を促進するために設けられた助成金制度です。

キャリアアップ助成金については以前からございました。しかし以前は3つのコースで助成が行われていましたが、平成29年4月1日の改正により8つのコースに拡充されました。

その8つのコースのうちから何点かお知らせ致します。

（1）正社員化コース

このコースは有期契約労働者等を正規雇用労働者、多様な正社員等への転換等を行った場合に助成されます。（多様な正社員等とは勤務地・職務限定正社員・短時間正社員です。この方々も正規雇用労働者に含みます。また無期契約労働者とは有期契約が通算5年を超えて反復更新された場合に労働者からの申し出により無期労働契約に転換される方です）

（助成金額部分の〈 〉内の金額は次項2に記載した生産性要件を満たす場合。また金額は中小企業事業主の場合の額であり、大企業の場合の助成額は減額されます。）

- ・有期雇用→正規雇用へ転換する 1人当たり 570,000円〈720,000円〉
- ・有期雇用→無期雇用へ転換する 1人当たり 285,000円〈360,000円〉
- ・無期雇用→正規雇用へ転換する 1人当たり 285,000円〈360,000円〉

以下の条件の方については1人当たりの助成金額が増加します。

*派遣労働者を派遣先で正規雇用労働者として直接雇用する場合

- ・有期雇用→正規雇用へ直接雇用する 1人当たり 855,000円〈1,080,000円〉
- ・無期雇用→正規雇用へ直接雇用する 1人当たり 570,000円〈720,000円〉

*母子家庭の母等又父子家庭の父の場合

- ・有期雇用→正規雇用へ転換する 1人当たり 665,000円〈840,000円〉

（2）健康診断制度コース

このコースでは有期契約労働者等を対象に「法定外の健康診断制度」を新たに規定し、延べ4人以上に実施した場合に助成されます。

*1事業所当たり 380,000円〈480,000円〉 （1事業所当たり1回のみ）

(3) 賃金規定等共通化コース

このコースでは有期契約労働者等に関して正規雇用労働者と共通の職務等に応じた賃金規定等を作成し適用した場合に助成されます。

* 1事業所当たり 570,000 円<720,000 円> (1事業所当たり1回のみ)

(4) 諸手当制度共通化コース

このコースは有期契約労働者等に関して正規雇用労働者と共通の諸手当制度を新たに設け、適用した場合に助成されます。

* 1事業所当たり 380,000 円<480,000 円> (1事業所当たり1回のみ)

(5) その他以下のコースがキャリアアップ助成金制度としてございます。

- ・人材育成コース
- ・賃金規定等改定コース
- ・選択的適用拡大導入時処遇改善コース
- ・短時間労働時間延長コース

2 生産性要件の設定

上記でお伝えしたキャリアアップ助成金制度は平成29年4月より生産性要件が設定されました。この生産性要件を満たすと上記の助成金額がさらに増額され上記金額の< >部分の金額になります。生産性要件とは以下の(1)又は(2)の条件を満たす場合です。

(1) 助成金の申請を行う直近の会計年度における「生産性」がその3年前に比べて6%以上伸びている場合。

(2) 助成金の申請を行う直近の会計年度における「生産性」がその3年前に比べて1%以上(6%未満)伸びており、かつ、金融機関から一定の「事業性評価」を得ている場合。

「事業性評価」とは各都道府県労働局が助成金の申請をする事業所の承諾を得て与信取引等のある金融機関に照会を行い、その回答を参考に割増支給の判断を行います。

「生産性」の計算方法は次の通りです。直近の会計年度の決算書とその3年前の決算書をお持ちでしたら概算での計算が可能ですので一度生産性を計算していただいて適用の有無の目安にお使い下さい。

$$\text{生産性} = \frac{\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費} + \text{動産} \cdot \text{不動産賃借料} + \text{租税公課}}{\text{雇用保険被保険者数}}$$

3 留意点

キャリアアップ助成金制度を活用するためには雇用保険適用事業所であることや就業規則、賃金規定の定めがあること、事前にキャリアアップ計画書を所轄のハローワークへ提出し認定を受けていること等の前提条件がございます。この前提条件のもと、各コースに関しても諸条件がございます。又、大企業の場合は助成金額が異なります。今回の助成金についてご興味をお持ちの方は担当のものにお気軽にご相談下さい。